

公衆浴場許可の手引き



熊本市健康福祉局保健衛生部

(熊本市保健所)

生活衛生課

公衆浴場の許可について

1 公衆浴場とは

公衆浴場法において、「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設」を公衆浴場として定義されています。公衆浴場は、「一般公衆浴場」と「その他の公衆浴場」に分けられます。

「一般公衆浴場」

温湯等を使用して、同時に多数人を入浴させるものであって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設。(物価統制令及び適正配置の対象)

「一般公衆浴場」の該当性は、一般公衆浴場該当性に係る判断基準により審査します。

(例) 銭湯、老人福祉センター

「その他の公衆浴場」

入浴施設を有する健康ランドやスポーツ施設、従業員の福利厚生のための厚生浴場、サウナ(低温サウナ、岩盤浴を含む)、移動入浴車(浴槽が固定されているもの)、酵素風呂や砂風呂、エステサロン(熱気、熱砂、熱線、泥、等を用いて入浴する施設)、介助浴槽(専ら、デイサービス事業に係るものを除く)、クアハウスなど。

スポーツ施設やエステサロン等であっても、浴槽を有する場合は公衆浴場業の許可が必要です。また、サウナ(ドライサウナや低温サウナ含む)や岩盤浴などの浴槽を有しない施設や、入浴に湯水を使用しない酵素風呂や砂風呂も公衆浴場業の許可対象となります。

旅館業許可施設において、日帰り入浴といった宿泊者以外の利用者に入浴をさせる場合も公衆浴場業の許可が必要となります。

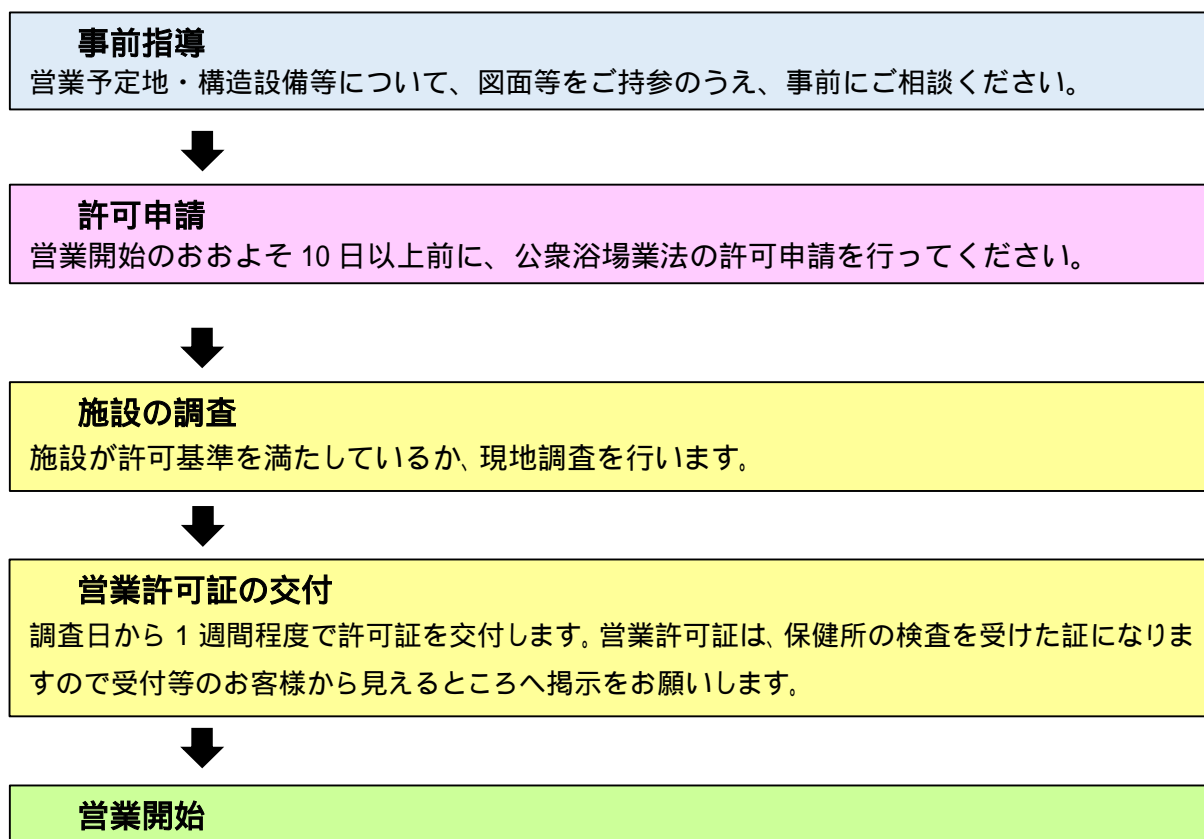


2 許可の手続きについて

熊本市においては、「熊本市公衆浴場基準条例」により、公衆浴場に係る構造設備等の許可基準を定めています。公衆浴場の許可にあたっては、構造基準を満たしていただく必要があります。

熊本市内で新築等により公衆浴場の営業をご検討されている方、または許可を受けた公衆浴場で設備の変更等をご計画されている方は、事前に生活衛生課窓口までご相談ください。

許可の流れ



事前指導に必要な書類

下記の書類を生活衛生課へご持参いただき、許可基準に適合しているかご相談ください。

(新築等の場合)

- 施設から 300メートル以内の付近見取り図
- 配置図、平面図及び立面図
- 浴室・脱衣室詳細図
- 機械室平面図
- 給排水系統図(市水・井水・温泉の使用区別を含む。)
- 循環式浴槽の構造図(ろ過器、集毛器、消毒薬剤注入装置、浴槽における循環水の補給口等の設置場所を明示してください。)

(設備の変更等の場合)

- 上記 から までに示した書類のうち、変更等を生じるもの
変更の規模によっては、新規の許可になる場合があります。計画段階で必ずご相談ください

許可申請に必要な書類

手数料 22,000 円 提出部数 各 1 部 (控えが必要な場合は写しをご準備下さい)

1. 公衆浴場業許可申請書
2. (法人の場合)定款又は寄附行為の写し、及び登記事項証明書(6ヶ月以内に発行されたものの原本^{*1})
3. 施設から 300メートル以内の付近見取り図
4. 公衆浴場施設の平面図
5. 温泉又は薬湯の場合は成分表
6. 建築基準法の規定による施設の検査済証(建築確認が必要な場合のみ。)
7. (事業譲渡の場合)譲渡契約書等の譲渡を証明する書類^{*2}
8. 給排水系統図(市水・井水・温泉の使用区別を含む。)^{*3}

(備考)

- *1 原本とコピーをご持参の場合に限り、登記事項証明書の原本をお返しします
- *2 事業を譲渡する側と譲り受ける側の記名と押印が確認できるもの
- *3 循環式浴槽を導入する場合、上記の循環用の機器の配置・配管も記載してください。(但し、その様な図面が無い場合は、フロー図でも可。)
- *4 事業譲渡の場合に、譲渡契約書等を添付することで の書類のうち変更のないものを省略することができます。

許可基準について

一般公衆浴場該当性に係る判断基準について（令和4年4月22日～）

一般公衆浴場の許可については、対象施設が一般公衆浴場に該当するかを当該基準により審査し、基準に適合する場合に一般公衆浴場として許可します。

一般公衆浴場該当性に係る判断基準

制定 令和4年4月22日健康福祉局長決裁

第1 趣旨

熊本市公衆浴場基準条例（平成24年条例第37号。以下「条例」という。）の「一般公衆浴場」に該当する公衆浴場の判断は、この基準に定めるところによる。

第2 定義

この基準において用いる用語は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）及び条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 全体面積 浴室、脱衣室、ロビー、休憩室及び飲食施設その他の入浴客が浴場と一体の施設として利用できる一般公衆浴場を含む施設（入浴客が施設の玄関から外部に出ることなく利用できるすべての施設を含む。）の面積をいう。なお、当該施設と別棟であれば、家族湯、サウナ施設等の公衆浴場の営業許可施設であっても、その面積は全体面積に含めないものとする。
- (2) 主浴室 主浴槽及び洗い場が設置されている浴室をいう。
- (3) 附帯浴室 全体面積に含まれる入浴施設のうち、露天風呂、サウナ室、岩盤浴等、主浴室以外の浴室をいう。
- (4) 入浴施設 主浴室及び附帯浴室並びに脱衣室をいう。
- (5) 附帯施設 全体面積に含まれる施設のうち、入浴施設以外の施設をいう。ただし、共通の廊下及びこれに類する専ら施設利用者が目的を以って利用しない場所は除く。
- (6) 地域住民 一般公衆浴場から概ね300m以内に居住する住民をいう。
- (7) 日常生活 生活を営む上で毎日又は定期的に繰り返されることをいう。
- (8) 保健衛生上必要なもの 健康を維持し衛生状態を確保するために必要であることをいう。

第3 一般公衆浴場該当性の判断基準

次の入浴施設ごとの必要な要件を満たしている場合に、条例第2条第1号に規定する「温水等を使用し、同時に多数の者を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設」である一般公衆浴場とする。

1 老人福祉センター等の入浴施設

お年寄りに福祉サービスを提供する老人福祉センター等(専ら、デイ・サービスを行うものを除く)の浴場は、次の要件を全て満たすものを一般公衆浴場とする。なお、社会福祉関連の法律又は条例に基づき設置され、衛生措置が講じられている入浴施設は、法の許可対象外となる。

- (1) 入浴の対象者が福祉サービスを利用する者に限定されず、地域住民にも入浴を提供している施設であること。
- (2) 入浴提供者に年齢、特定の組織加入者等の制限を設けていないこと。
- (3) 物価統制令に基づく公衆浴場入浴料金の指定等に関する省令の規定により、熊本県知事が指定する統制額により入浴料金が設定されていること。

2 老人福祉センター等以外の入浴施設(以下「銭湯」という。)

銭湯は、次の要件を全て満たすものを一般公衆浴場とする。

- (1) 地域住民に入浴を提供している施設で、かつ、入浴提供者に年齢、特定の組織加入者等の制限を設けていないこと。
- (2) 男女各1浴室に同時に多人数を入浴させる施設であること。
- (3) 全体面積は、400㎡未満であること。
- (4) 附帯浴室の合計面積は、主浴室の面積未満であること。
- (5) 附帯施設の合計面積は、200㎡未満であること。
- (6) 物価統制令に基づく公衆浴場入浴料金の指定等に関する省令の規定により、熊本県知事が指定する統制額により入浴料金が設定されていること。
- (7) 宿泊施設に隣接して設けられた入浴施設、宿泊施設内に設けられた入浴施設、その他主として地域住民以外の者の利用を目的として設けられた入浴施設でないこと。

附 則

- 1 この判断基準は、決裁日から施行する。
- 2 この判断基準の施行時に既に一般公衆浴場としての許可を受けている施設について、新たに許可申請があった際の判断基準は、施行日以降に建築確認申請が行われた場合又は入浴施設の合計面積の50%以上の変更を伴う改修が行われた場合に当該基準を適用する。これに該当しない場合の判断基準は、なお従前の例による。

配置の基準について

新たに一般公衆浴場を設ける場合、既設の一般公衆浴場からの距離を 300m以上保つ必要があります。

構造設備基準について（令和2年4月1日～）

構造基準を満たしていない場合は、公衆浴場の許可ができません。新築や構造設備の変更がある場合は、事前にご相談ください。

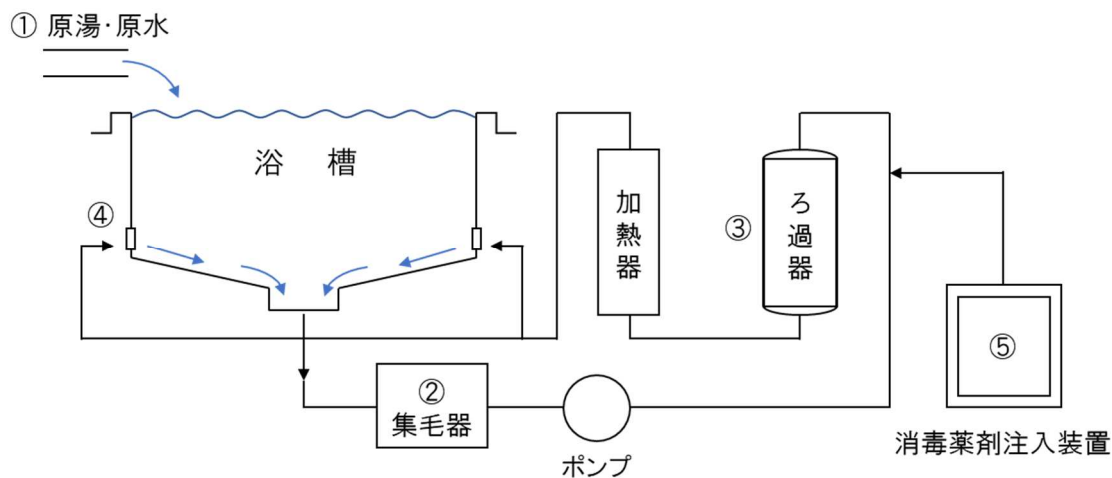
（構造基準）	一般	その他	個室
浴室、脱衣室等入浴者が直接利用する場所には、採光に十分な窓又はこれに代わる照明設備並びに直接外気に面し、換気に十分な窓及び湯気抜き又はこれに代わる機械装置を設けること。（第4条第1項第1号）			適用外
入浴者の衣類、はきものその他の携行品を安全に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。（第4条第1項第2号）			
脱衣室及び浴室は、男女を区別して、相互にかつ屋外から見通すことのできない構造とし、脱衣室の出入口の見やすい位置に、男女用を識別する標示をすること。（第4条第1項第3号）		適用外	適用外
男女それぞれの脱衣室等入浴者が利用しやすい場所にそれぞれ便所を設け、かつ、防虫及び防臭の設備をすること。（第4条第1項第4号）			適用外
浴槽は、耐水性の材料を用いるとともに洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面からおおむね5cm以上の適当な高さを有すること。また、必要に応じて手すり及び内側の階段を設けること。（第4条第1項第5号）			
浴室の周壁は、床面から1.3m以上を耐水性材料で構築すること。（第4条第1項第6号）			
洗い場の床は、耐水性の材料で構築し、流し湯が停滞しないような適当なこう配を設け、かつ、すき間がなく、清掃が容易に行える構造であること。（第4条第1項第7号）			
洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の給水栓及び給湯栓を備えること。（第4条第1項第8号）			
浴槽水の温度を明示するため、入浴者が容易に見える位置に温度計を備えること。（第4条第1項第9号）			適用外
水位計を設置している場合にあつては、その配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。（第4条第1項第10号）			
配管にあつては、その内部の浴槽水を完全に排水できる構造であること。（第4条第1項第11号）			
貯湯槽を設置する場合			
完全に排水できる構造であること。（第4条第1項第12号ア）			
貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで60以上に保ち、かつ、最大使用時においても55以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。（第4条第1項第12号イ）			
上記により難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒が行える構造であること。（第4条第1項第12号ウ）			

浴槽に気泡発生装置等を設置する場合			
連日使用している浴槽水を用いない構造であること。(第4条第1項第13号ア)			
点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。(第4条第1項第13号イ)			
空気取入口から土ぼこり又は浴槽水が入らない構造であること。(第4条第1項第13号ウ)			
調節箱を設置している場合にあつては、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設ける等塩素消毒等を行うことができるようにすること。(第4条第1項第14号)			
循環式浴槽を設置する場合			
原湯又は原水は、ろ過器及び循環配管に注入せず、浴槽水面の 上部 から浴槽に落とし込む構造であること。(第4条第1項第15号ア)			
ろ過器は、1時間当たりの湯水の処理能力が当該ろ過器と循環配管により接続している浴槽の容量以上のものであり、 ろ過器の前に 集毛器が備えられている構造であること。(第4条第1項第15号イ)			
ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。(第4条第1項第15号ウ)			
循環水は、浴槽の 底部に近い部分 で補給される構造であること。(第4条第1項第15号エ)			
浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口が、湯水が ろ過器内に入る直前 に設置される構造であること。(第4条第1項第15号オ)			
回収槽内の湯水を入浴のために使用しない構造であること。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられていること。(第4条第1項第15号カ)			
浴槽内で毎日完全に換水していない浴槽水を使用する場合は、浴槽に気泡発生装置等を設置しないこと。(第4条第1項第15号キ)			
打たせ湯及びシャワーが浴槽水として利用された湯水以外の温水若しくは水又は原湯の原料に用いる水を使用する構造であること。(第4条第1項第15号ク)			
屋外に浴槽を設ける場合			
男女を区別し、相互にかつ屋外から見通すことのできない構造とすること。(第4条第1項第16号ア)			適用外
脱衣室、浴室等から直接出入りすることができる構造であること。(第4条第1項第16号イ)			
屋外には、洗い場を設けないこと。(第4条第1項第16号ウ)			
屋外の浴槽内の浴槽水が屋内の浴槽内の浴槽水に混じらない構造であること。(第4条第1項第16号エ)			
サウナ設備を設ける場合			
サウナ室は、男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材質を用いた構造とすること。(第4条第1項第17号ア)			適用外
サウナ室の床面は、排水が容易に行えるような 適当な勾配 を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。ただし、消毒その他の衛生			

上必要な措置が講ぜられている場合で、衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。（第4条第1項第17号イ）			
サウナ室又はサウナ設備の蒸気又は熱気の放出口及び放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造とすること。（第4条第1項第17号ウ）			
サウナ室又はサウナ設備には、温度調整設備を備えるとともに、室内には 温度計及び非常用ブザー を設けること。（第4条第1項第17号エ）			
サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。（第4条第1項第17号オ）			
サウナの利用に関する入浴上の注意に係る表示を見やすい場所に掲示すること。（第4条第1項第17号カ）			
脱衣室及び浴室は、男女を区別して、相互にかつ屋外から見通すことのできない構造とし、脱衣室の外部の見やすい位置に、男女用を識別する標示をすること。ただし、時間帯によって男女の利用を区分する場合等風紀上問題がない場合にあっては、この限りでない。（第5条第1項第1号）	適用外		適用外
サウナ室及び熱砂等により同時に多数の者を入浴させる設備を有する施設については、浴室に 浴槽又はシャワー を設けること。（第5条第1項第2号）	適用外		適用外
個室は、適当な広さの脱衣室と浴室に区分し、屋外から見通せない構造であること。（第5条第3項第1号）	適用外	適用外	
浴室には、浴槽又はシャワーのほか、換気及び湯気抜きのための換気扇を設けること。（第5条第3項第2号）	適用外	適用外	
個室（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業に係るものに限る。）の出入口の扉には、浴室及び脱衣室を見通すことができる窓を設けて、鍵を取り付けないこと。（第5条第3項第3号）	適用外	適用外	
多数の者を一度に入浴させることのできる浴槽を設けないこと。（第5条第3項第4号）	適用外	適用外	

この構造基準表は、令和2年4月1日以後に、新築又は改築の工事に着工する公衆浴場に適用します。

循環式浴槽の模式図



- ・ 原湯・原水() ろ過器及び循環配管に注入せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること
- ・ 集毛器() ろ過器の前に備えられている構造であること。
- ・ ろ過器() 1時間当たりの湯水の処理能力が当該ろ過器と循環配管により接続している浴槽の容量以上のものであり、そのろ材は十分な逆洗浄が行えるものであること。
- ・ 循環水() 浴槽の底部に近い部分で補給される構造であること。
- ・ 塩素系薬剤等消毒薬剤() ろ過器の直前に注入又は投入すること。
- ・ 回収槽内の湯水を入浴のために使用しない構造であること。
- ・ 浴槽内で毎日完全に換水していない浴槽水を使用する場合は、浴槽に気泡発生装置等を設置しないこと。
- ・ 打たせ湯及びシャワー 浴槽水として利用された湯水以外の温水若しくは水又は原湯の原料に用いる水を使用する構造であること。

酵素風呂・砂風呂の許可基準について

酵素風呂・砂風呂等については、基準をそのまま適用できないものがあるため、別途構造基準の一覧を作成しています。

		基準
浴室	材質	高さ 1.3 m までの内壁・床・浴槽は木以上の耐水性をもつ材料。 (参考:条 4-1-6)
	構造	水で洗える構造とすること。 水栓を設置し、床には水が滞留しないよう勾配を設け、排水口を設けること。(参考:条 4-1-7 及び 8)
	見通し	男女相互から見通せない構造(*1) それぞれの浴室・脱衣室以外から見通せない構造。 (参考:条 5-1-1)
	区画	男女を区別し、男女用を識別する標示をすること(*1) (参考:条 4-1-3)
	照明換気	浴室、脱衣室等には採光に十分な窓または照明装置、換気に十分な窓および湯気抜き(または機械装置)を設けること。 (参考:条 4-1-1)
	洗い場	シャワー室を設けること。(参考:条 5-1-2)
	浴槽	水で洗える構造で、洗い場の床面から 5 cm 以上の高さを有すること。(参考:条 4-1-5) 入浴者が見える位置に浴槽内(おがくず、砂等)の温度計を設置すること。(参考:条 4-1-9)
付帯設備 (*2)	脱衣室	浴室に隣接し、はきものや衣類の収納を備える 男女を区別し、男女用を識別する標示をすること(*1) (参考:条 4-1-2 及び 3)
	トイレ	男女それぞれの脱衣室等入浴者が利用しやすい場所にそれぞれ設け、防虫及び防臭の設備を設けること。(参考:条 4-1-4)

*1 時間帯によって男女の利用を区分するなど、風紀上問題が無い場合にはこの限りではありません。

*2 脱衣室、トイレ、休憩室等には浴室からの排水が浸入しないよう、段差等を設けること。

上記の表は、計画の際の主だった基準を列記しています。詳細は、P.6 ~ 「構造設備基準について」を参照下さい。

3 関係法令について

その他の関係法令で代表的なものは以下のとおりです。他法令で規制がある場合には、公衆浴場として営業ができない可能性もありますので、必ず営業者ご自身でご確認下さい。

(1) 土地・建物

用途地域の確認	(熊本市役所)都市政策課	096-328-2502
開発許可(市街化調整区域等)について	(熊本市役所)開発指導課	096-328-2507
農地からの転用など	○中央区・東区 熊本県農業委員会事務局	096-328-2781
	○西区・南区(富合・城南を除く) 西南分室	096-329-1179
	○南区富合・城南 富合・城南分室	0964-28-3211
	○北区 北区分室	096-272-6908
建築確認等(建築基準法)について	(熊本市役所)建築指導課	096-328-2513
消防法(消防設備や防火管理者等)について	○中央区 中央消防署管轄	096-371-0119
	(一新・慶徳・五福・向山校区は西消防署管轄)	
	○東区 東消防署管轄	096-367-0119
	○西区 西消防署管轄	096-325-0119
	○南区 南消防署管轄	096-212-0119
	○北区 北消防署管轄	096-327-0119

(2) その他の法令

食事等を提供する場合	熊本市保健所 食品保健課	096-364-3188
飲用井戸や受水槽に関する相談	熊本市保健所 生活衛生課	
温泉法(掘削、動力設置、採取許可等)	熊本県 薬務衛生課	096-333-2245
温泉法(利用許可)	熊本市保健所 生活衛生課	
水質汚濁防止法に関する相談	(熊本市役所)水保全課	096-328-2436
下水道法に関する相談	熊本市上下水道局水再生課	096-381-1157
浄化槽に関する相談	(熊本市役所)浄化対策課	096-328-2366
事業ごみに関する相談	(熊本市役所)ごみ減量推進課	096-328-2365
風営法関係	所管の警察署	

衛生管理について

4 施設の維持管理について

日常の管理について

施設全般に関すること

- 脱衣室、浴室、便所及び屋外の浴槽に付帯する通路等並びに脱衣室及び浴室に備える器具で、入浴者が直接利用するものは、**毎日**清掃し、又は洗浄し、**1月に1回以上**消毒を行うこと。(条 4-2-2)
- 入浴者の数に応じ、浴室ごとに適当数の洗いおけ及び腰掛けを備えること。(条 4-2-3)
- くし、タオル又はヘアブラシを備える場合は、新しいもの又は**使用者ごと**に消毒したものとすること。(条 4-2-4)
- かみそりを備える場合は、新しいもののみとし、使用済みのかみそりを廃棄するための容器を備えること。(条 4-2-5)
- 下足場、脱衣室、浴室、便所及び屋外の浴槽に付帯する通路等は、ねずみ、昆虫等の生息状況について**毎月1回以上**点検し、適切な防除措置を講ずること。(条 4-2-7)
- 給水、給湯設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じて補修すること(要領)

浴槽内の衛生管理について

- 浴槽の換水及び浴槽水の消毒の実施状況その他の衛生管理に関する事項について、施設内において利用者の見やすい場所に掲示するとともに、利用者から説明を求められたときには、自主管理手引書、点検表等を用いながら説明することに努めること。(条 4-2-19)

貯湯槽を設置している場合の措置について

- 貯湯槽を設置している場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。(条 4-2-8)
 - ア 設備の破損等の確認を行うこと。
 - イ 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏 **60 度以上**に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏 **55 度以上**に保つとともに、これを性能が確認された温度計により監視すること。
 - ウ イによる管理が難しい場合には、消毒装置を設置するとともに、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒設備の破損等の確認をすること。

- 貯湯槽を設置している場合にあっては、定期的に貯湯槽と浴槽を結ぶ配管の生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。(条 4-2-9)

調節箱を設置している場合

調節箱を設置している場合にあっては、これを定期的に清掃すること。(条 4-2-10)

* 調節箱とは・・・
洗い場の湯栓やシャワーに送る湯の温度を調節するためのタンクのこと。

浴槽の管理について

- 浴槽水は、適温を保つこと。(条 4-2-6)
- 浴槽は、原湯又は十分にろ過した湯水により常に**満杯状態**に保ち、かつ、これらの湯水を供給することによりあふれさせ、浴槽水を清浄に保つこと。(条 4-2-11)
- 浴槽は、**毎日完全に換水**し、清掃すること。ただし、循環式浴槽で毎日完全に換水しないものは、**1週間に1回以上**完全に換水し、清掃すること。(条 4-2-12)

浴槽水の消毒について

- 浴槽水の消毒に当たっては、次に掲げるところにより行うこと。ただし、規則で定める場合(1)は、この限りでない。(条 4-2-13)
 - ア 塩素系薬剤を使用する場合にあっては、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を 0.4 mg/L 程度に保ち、かつ、1.0 mg/L を超えないよう努めること。
 - イ モノクロラミンを使用する場合にあっては、浴槽水中のモノクロラミン濃度を 3.0 mg/L 程度に保つこと。
 - ウ ア又はイに規定する濃度は、頻繁に測定すること。
 - エ ウに規定する測定の結果は、当該測定の日から 3 年間保管すること。
- 消毒装置を設置している場合にあっては、維持管理を適切に行うこと。(条 4-2-14)
 - 注入ノズルの目詰まり等が無いが毎日確認すること。(要領)

(1)消毒について、適応を除外することのできる場合
(1)浴槽の容量に比して浴槽に直接注入される原湯又は原水が著しく多く条例第4条第2項第13号に規定する遊離残留塩素濃度を確保することができない場合
(2) 原湯又は原水の性質により塩素系薬剤を使用できない場合
(3) 原湯又は原水の pH 値が高く塩素系薬剤を使用することが有効でない場合
(4) 前3号に掲げる場合を除き、塩素系薬剤以外のもので消毒することについて、適切な衛生措置を併せて行うことを条件として市長が認める場合
2 条例第4条第2項第13号の浴槽水の消毒は、消毒以外の方法によっては条例第4条第2項第15号の規則で定める基準に適合しない場合に行われなければならない。

浴槽に使用する湯水の管理について

- 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水(規則で定める浴槽水(2)を除く。)は、P.13、14 の表に示す基準に適合するよう水質を管理すること。(条 4-2-15)

(2)浴槽水の水質基準の適用外となる場合
 専用水道又は簡易専用水道から給水を受ける水のみを使用し、利用者ごとに浴槽水を完全に換水して、その都度清掃する場合
 水道法第 20 条第 1 項又はビル管法施行規則第 4 条第 1 項第 4 号に定める水質検査を実施し、水道法第 4 条に規定する水質基準に適合していると認められるもの(以下「飲用可能水」という。)のみを利用する浴槽水であり、利用者ごとに浴槽を完全に換水して、その都度清掃する場合
 水道水、専用水道又は簡易専用水道又は飲用可能水を混合して利用する浴槽水であり、利用者ごとに浴槽を完全に換水して、その都度清掃する場合
 水道水、専用水道又は簡易専用水道又は飲用可能水のみを利用する浴槽水のうち、原湯又は原水を浴槽水として使用する時間が 3 時間を超えず、かつ使用後当該浴槽を完全に排水し、その都度清掃するもの

循環式浴槽を設置している場合の管理について

- 循環式浴槽を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。(条 4-2-21)

- ア 集毛器は、毎日清掃すること。
- イ ろ過器は、1 週間に 1 回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出すること。
- ウ ろ過器及び循環配管は、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
- エ 塩素系薬剤は、ろ過器の直前に注入又は投入をすること。
- オ 回収槽内の湯水は、入浴のために使用しないこと。ただし、これにより難しい場合には、次に掲げる措置を講ずること。
 - ◇ オーバーフロー環水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うこと。
 - ◇ レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水を塩素系薬剤(モノクロラミンによる消毒が適する場合は、モノクロラミン)で消毒すること。
- カ 気泡発生装置等を設置している浴槽は、毎日完全に換水していない浴槽内の浴槽水を使用しないようにするとともに、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。
- キ 打たせ湯及びシャワーで使用する湯水は、浴槽水として利用された湯水以外の温水若しくは水又は原湯の原料に用いる水のみを使用すること。
- ク 循環水の誤飲及び循環水に係るエアロゾルの発生を防止すること。

- * 集毛器とは・・・
浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置。
- * 循環配管とは・・・
湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管。
- * 回収槽とは・・・
オーバーフロー水を回収するために設置するタンク。

水位計を設置している場合

水位計(センサー方式のものを除く。)を設置している場合にあつては、少なくとも 1 週間に 1 回、適切な消毒方法でその配管内の生物膜を除去すること。(条 4-2-22)

シャワーを設置している場合について

シャワーを設置している場合にあつては、次に掲げる措置を行うこと。(条 4-2-23)

- ア 1 週間に 1 回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。
- イ 6 月に 1 回以上、シャワーヘッド及びホースを点検すること。
- ウ 1 年に 1 回以上、シャワーヘッド及びホースの内部の汚れの洗浄及びスケールの除去をするとともに、これらの消毒をすること。

日常の管理体制について

条例に基づく衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成するとともに、日常の衛生管理に係る責任者を定めること。(条 4-2-24)

水質検査について

検査頻度

- 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、次のア、イに示す頻度で水質検査を行い、その検査の結果は、検査の日から 3 年間保管すること。(条 4-2-16)
 - ア 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに毎日完全に換水している浴槽内の浴槽水にあつては、1 年に 1 回以上
 - イ 毎日完全に換水していない浴槽内の浴槽水にあつては、1 年に 2 回以上(塩素系薬剤以外のもので消毒される浴槽水にあつては、1 年に 4 回以上)

原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水(水道水以外の)の水質基準

項目	基準値
色度	5 度以下
濁度	2 度以下
pH	5.8 ~ 8.6
全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量	TOC 3mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量 10mg/L
大腸菌	検出されないこと
レジオネラ属菌	10cfu/100mL 未満であること

浴槽内の浴槽水の水質基準

項目	基準値
濁度	5 度以下
全有機炭素(TOC)の量又は 過マンガン酸カリウム消費量	TOC 8mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量 25mg/L
大腸菌群()	1個/mL 以下であること
レジオネラ属菌	10 cfu/100mL 未満であること

()グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって乳糖を分解して酸とガスを形成するすべての好気性または通性嫌気性の菌

検査結果

- 前号の規定による水質検査の結果が第 15 号の規則で定める基準に適合していないことが判明したときは、入浴施設の使用を中止する等利用者の安全の確保に努めること。この場合において、当該結果のうち**レジオネラ属菌**の検査結果が基準に適合していないことが判明したときは、市長に報告すること。(条 4-2-17)
- 第 16 号に規定する水質検査の結果を利用者の**見やすい場所に掲示**すること。(条 4-2-18)

その他

感染症の拡大防止について

従事者が感染症にかかったとき又はその疑いがあるときは、業務に従事させないこと。
(条 4-2-25)

例えば、発熱や咳などの症状がある場合には、無理せず業務を休むなど、従事環境への配慮をお願いします。

感染症にかかったとき・・・

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく就業制限を受けたとき。

その疑いがあるとき・・・

すでに就業制限を受けた人と接触したなど感染を生じさせる可能性の高い状況を考慮し、従業者が感染しているおそれがあると保健所長が認めたとき。

対象となる業務

感染症の区分に応じた、接客その他多数のものに接触する業務など。

入浴者に対する制限について

- 8歳以上の男女を混浴させないこと。(条 4-2-1)
- 入浴を通じて人から人に感染する恐れのある感染症にかかっている者、下痢症状のある者や泥酔者などで他の入浴者の入浴に支障を与える恐れのあるものを入浴させないこと(法 4、要領)
- 浴槽内で身体を洗うこと、浴室で洗濯をすることその他の公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないように注意を喚起すること。(条 4-2-20)

浴場における掲示事項について

入浴者の見やすい場所に、次の事項を掲示すること。

- 8歳以上の男女を混浴させないこと。(条 6-1-1)
- 浴槽内で身体を洗うこと、浴室で洗濯をすることその他の公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならないこと。(条 6-1-2)
- 医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用量、用法及び効能並びに入浴者が注意すべき事項。(条 6-1-3)

しばらく営業を休止し、再開する場合・・・

レジオネラ属菌が増殖している危険性があるため、浴槽や配管を十分に消毒した後に営業を再開するように注意してください。

また、休止時には浴槽や配管に湯水が残らないように完全に排水するようにしてください。

酵素風呂・砂風呂等の衛生管理について

(1) 衛生面について

伝染性の疾患にかかっている方は入浴を拒むこと。

浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす恐れのある行為をする方に対しては、その行為を制止しなければならない。

着用させる浴衣等については、洗濯・消毒された清潔なものを営業者が提供し、使用させること。

浴槽内のおがくず等は一人ごとに必要に応じて入れ替え、又は補充し、臭気の発生を防止するとともに病原菌発生による感染症を予防するようにすること。

おがくず等の温度管理を適正に行い、帳簿に記録すること。

浴室において利用者が利用する部分についての清掃、消毒を十分に行うこと。また、そのチェック表を作成し、記録として残すこと。

下足場、脱衣室、浴室、便所に付帯する通路等は、ねずみ、昆虫等の生息状況について毎月1回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。

(助言事項)

浴槽内のおがくず等が大腸菌群など病原性の細菌類に汚染されていないか、1年に1回程度は検査を行うことが望ましい。その際に結果が陽性であれば、おがくず等をすべて浴槽から取り出し、浴槽内及び床、壁等を水洗いし、消毒を行い、再検査で陰性になったことを確認した後、営業を再開すること。

使用済みおがくずについては、廃棄物処理の関連法規に沿って適切に処理すること。

(2)風紀面について

利用者全員に浴衣類を着用させること。着用させる浴衣類については、汗等で濡れても透けない、胸元などが大きくはだけない、着用した状態で地肌が大きく露出しないなど、風紀上支障のないものであること。

なお、利用に際しては、事前に利用者に対し利用形態を説明し、これを了解したうえで利用させること。

(3)その他

入浴前に利用者に対し、問診等聞き取りを行うなど、利用者の健康状態に配慮すること。特に禁忌症がある場合などは、入浴前に十分に説明し、理解・了承を得た上で入浴させること。

清掃・消毒の実施状況その他の衛生管理に関する事項について、施設内の利用者が見やすい場所に掲示すること。また、説明を求められたときには、自主管理手引書、点検表等を用いながら説明するよう努めること。

利用者や近隣住民とのトラブルについては、誠意を持って対応すること。

(助言事項)

浴室に入るドアには浴室内が見通せるような窓を設け、又は従業員が浴室内に常駐する若しくは定期的に見回るなどにより、利用者の気分が悪くなっていないか十分留意してください。必要に応じて呼び出しを設けることをご検討ください。

許可後に手続きが必要な場合について

変更届

申請事項に変更がある場合は、変更届と変更内容に応じた添付書類を添えて届け出て下さい。

- (例)・法人の代表者や法人所在地、申請者の姓、施設名称、管理者等が変わる場合
・施設の構造を変更する場合

(添付書類) 以下のうち、変更事項に該当するもの

- ◆ 履歴事項全部証明書(6か月以内の原本*)
- ◆ 営業許可証
- ◆ 施設平面図及び配置図(施設の変更の場合)

*原本が必要な場合はコピーをご準備ください

承継届

相続や、法人の合併または分割により、申請者の地位を承継する場合は、承継(相続または合併・分割)届に以下の書類を添えて届け出て下さい。

相続承継

(添付書類)

- ◆ 戸籍謄本又は法定相続情報一覧の写し
- ◆ 同意書(相続人が2人以上の場合)
- ◆ 営業許可証

(法人の)合併または分割承継

(添付書類)

- ◆ 承継しようとする法人の登記事項証明書(6か月以内の原本*)
- ◆ 定款又は寄付行為の写し
- ◆ 営業許可証

廃止(停止)届

営業施設を廃止(または停止)した場合は、廃止届に許可証を添えて届け出て下さい。

ご不明な点等ありましたら、生活衛生課までご相談ください。



(生活衛生課のページ)はこちら

熊本市 健康福祉局 保健衛生部(熊本市保健所) 生活衛生課
令和3年1月作成(令和4年4月改正)

(お問い合わせ先)

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパル熊本4F

TEL:096-364-3187 FAX:096-371-5172

E-mail: seikatsueisei@city.kumamoto.lg.jp